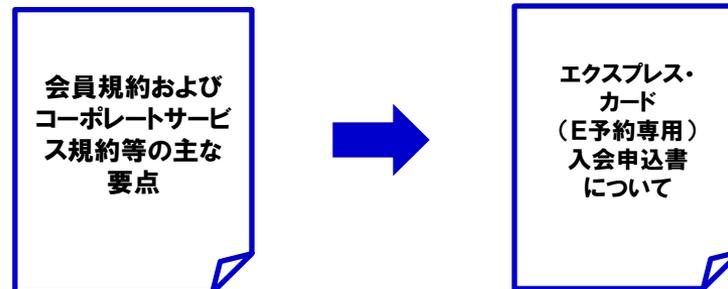


●詳細については、各ご案内資料、規約等のご案内していますが、特に次の点について改めてご確認ください。

- A) ご入会手続は、「**エクスプレス・カード(E予約専用)会員規約**」および**エクスプレス予約コーポレートサービス(E予約専用)規約**等にご同意いただき、入会申込書をご提出いただくスタイルです。
- B) 特に、**一般の乗車券類とEX予約サービスの相違点についてご理解**をお願いいたします。  
EX予約サービスは在来線とは料金の算定や精算手段などが完全に分離しており、いわゆる特定都区市内制度(東京都区内等)が適用されません。 したがって、法人様の所在地等によっては、一般のきっぷ類と比較し高額となる等、不利益な面が生じる場合があります。  
 (「JR東海EX-ICサービス規約」参照)
- C) 精算委託方式は、法人様が精算業務を第三者に委託することをJR東海に申請いただく方式です。JRが旅行会社に一般のきっぷ類の発売業務を委託する方式とは異なります。  
したがって、法人様と当該第三者の間に業務の受委託関係が生じるものであり、JR東海が業務を委託する関係にはありません。

●次ページ以降、以下の流れで、ご提出書類等について解説いたします。



- ここでは、関連する規約等の内容で、特に重要と思われるポイントを要約して記載しております。各規約等をよくお読みいただき、ご理解いただいた上で、同意書ならびに入会申込書のご提出をお願いいたします。

## エクスプレス・カード(E予約専用)会員規約等【要点】

**！** ご同意いただけない場合は、ご入会いただけません！  
(参考) 会員規約…会、コーポレートサービス規約…規

### ●カード使用者の範囲

法人会員が予め指定し、JR東海とJCB(以下「両社」という)が承認した法人会員の役職員、社員、従業員等。両社が特に承認した場合に限り、グループ会社等、その部署、役職員、社員、従業員その他の者を対象とすることができる。一方、**利用に基づく一切の支払い債務は法人に帰属し、法人会員はカード使用者の利用に関する一切の責任を負うこととなる。**(会 第1条)

### ●規約等の遵守

法人会員はカード使用者に対し**規約等を遵守させる義務を負い、違反した場合は一切の責任を負う。**(会 第2条)

### ●管理責任者

入会申込をする法人等または法人会員(以下「法人会員等」という)は、入会申込手続、諸届出、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う「管理責任者」を選定。法人会員等は、管理責任者の行為は、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、**事由の如何を問わず、法人会員の行為とされる**ことに異議ないものとする。(会 第4条)

### ●実務担当者

実務担当者は、本規約等により定められた管理責任者の行為を、管理責任者に代わって行うことができる。法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、**実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされる**ことについて異議のないものとする。**法人会員等及び管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行う。**(会 第4条の2)

### ●カード使用者・管理責任者の個人情報

JR東海等へ個人情報を提供すること等については、法人会員等の責任において、同意を得るものとする。(会 第9条関連)

### ●利用代金の還元

JR東海は、**JR東海所定の方法により決定された**カード番号利用代金の一部を法人会員に対し還元することがある。(コ 第11条第1項)

### ●サービス利用の利用制限・利用停止・利用資格の喪失

法人会員の**1ヶ月あたりのカード番号利用代金が50万円を下回った場合**、又は、1か月あたりのカード番号利用代金を毎月末時点におけるカード番号の合計数で除して算出した**カード番号1つあたりのカード番号利用代金が1回でも3千円を下回った場合**(コ 第2条第3項)

### ●精算業務の委託に関する特約

法人会員がJCBに対する債務の支払いに関する業務をJR東海及びJCBが承認した第三者に委託する場合に適用。

- ここでは、関連する規約等の内容で、特に重要と思われるポイントを要約して記載しております。各規約等をよくお読みいただき、ご理解いただいた上で、同意書ならびに入会申込書のご提出をお願いいたします。

## JR東海EX-ICサービス規約(E予約専用)【要点】

**！** ご同意いただけない場合は、ご入会いただけません！

### ●EX-ICサービス

本サービスにより締結することができる旅客運送契約は、JR東海が別に定める駅において入出場する際にEX-ICカードまたはEX-IC携帯電話機等が必要な特別な旅客運送契約(EX-IC運送契約)となる。EX-IC運送契約は、**乗降区間等の条件によっては、運賃が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも不利になる場合がある。**(第4条)

### ●EX-ICカードの発行および効力

EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載された**カード使用者以外には使用できない。**(第14条第5項)

### ●EX-ICカードの再発行

法人会員は、EX-ICカードの再発行を受ける場合は、JR東海所定の**再発行手数料を負担する。**(第18条第5項)

## 約定支払日の取扱いに関する特約【要点】

**※ご同意いただくと、ご請求のタイミングが「利用時基準」になります。「利用時基準」をご希望の法人様は、入会申込書(A票「ご利用代金の請求タイミング」)にてご申告ください。**

### ●カード番号利用日

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなす。

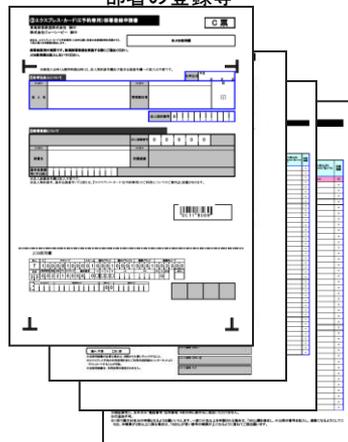
- (1)カード使用者がEX-ICサービスを利用する場合、**EX-ICカードもしくはEX-IC携帯電話機により駅に入場した時点**
- (2)カード使用者が乗車券類を受け取って乗車する場合、**乗車券類を受け取った時点**
- (3)カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、乗車券類あるいはEX-IC運送契約が存在する場合は、当該時点(第4条)

【表紙】



【A票】・・・  
お申込法人様全体の基本となる  
契約部分

【C票】【カード発行集計票】  
・・・部署の登録等



【個人名カード申請書】/  
共有カード申請書】・・・各カード情報の登録

●入会申込書は、大きく分けて、以下の2つに区分され、通常はこれらを同時にご提出いただきます。

- 【1】 エクスプレス・カード(E予約専用) 入会申込書 表紙 (以下【表紙】)  
エクスプレス・カード(E予約専用) 入会申込書 A票 (以下【A票】)
- 【2】 エクスプレス・カード(E予約専用) 部署登録申請書 C票 (以下【C票】)  
エクスプレス・カード(E予約専用) カード発行集計票 (新規)(以下【カード発行集計票】)  
エクスプレス・カード(E予約専用) 個人名カード申請書/共有カード申請書  
(以下【個人名カード申請書】/【共有カード申請書】)

●少しでも利用開始を早める等、特別な事由によっては、まず【1】(【表紙】【A票】)をご提出いただき、その後、若干猶予をもって、【2】(【C票】【カード発行集計票】【個人名カード申請書】/【共有カード申請書】)をご提出いただくことも可能です。  
その都度、(株)ジェーシービー(以下、「JCB」)にご相談ください。  
※一般的には、【個人名カード申請書】の作成に時間を要しているようです。特に「整理番号」の事前の調整がポイントです。

●【A票】において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、「管理責任者様の自宅住所や生年月日」をご記載いただく他、上場法人様にあつては、「管理責任者様の本人確認書類(免許証のコピー等)」、非上場法人様にあつてはこれに加え、「法人様の本人確認書類(登記事項証明書等)」のご提出が必要です。  
**※詳しくは、次ページ(5ページ目)をご参照ください。**

●【A票】の「実質的支配者の申告」欄の記入にあつての解説についても次ページ(5ページ目)を参照ください。

●入会申込書の必要事項をエクセルファイルにてご入力いただきましたら、プリントアウト、ご捺印の上、JCBまで郵送にてご提出ください。

「エクスプレス・カード(E予約専用)入会申込書」の送付先、記載方法に関するお問い合わせ先は、(株)ジェーシービーです。

## 法人及び管理責任者の確認書類をご用意ください。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、同法という)に基づき、法人の本人確認(法人名、所在地および管理責任者の本人確認(お名前、生年月日、自宅住所))が必要となります。

**【お申し込み方法】A票に法人確認書類、管理責任者の確認書類を合わせてお申し込みください。**  
 ※個人情報保護法上のため、**記入済本人確認書類を内封してお送りください。**  
 ※記入漏れや確認書類の同封がない場合は、時間がかかる場合もあります。  
 ※同封の書類は返却できません。  
 ※審査の結果、追加書類の提出をお願いする場合があります。

### 1. お申し込みに必要な書類について

必要書類	下の「2. 必要書類」の①と②の書類
------	--------------------

※上場企業は①「法人の本人確認/事業内容」は不要です。②「管理責任者(もしくは代表者)の確認書類」のみ必要です。

+

【本人確認書類の住所と入会申込書にご記入の所在地が異なる場合】以下も必要です。

必要書類	下の「2. 必要書類」の<補完書類>
------	--------------------

※企業から新規でのお申し込み時に書類が必要となります。すでにお申し込みの商品の追加発行の際には必要ございません。

### 2. 必要書類

①法人の本人確認書類/事業内容  
 A票記載の本社所在地と法人所在地(契約住所)が異なる場合、それぞれの住所に関する確認書類が必要です。  
 (1点の確認書類に両方の所在地の記載がある場合は、確認書類の提出は1点で結構です。)

いずれか1点  
 発行日から6ヶ月以内の**原本**もしくは**コピー**  
 ※すべてのページが必要になります。

- 登記事項証明書(現在事項全部証明書の写し)
- 登記簿謄本の写し  
(※ 印鑑登録証明書)

※印鑑登録証明書の場合、「事業内容」代表者氏名が確認できないため、次の書類のいずれかもあわせてご提出ください。

- 現在有効なもの・・・
- 直近の書類(1年6ヶ月以内)・・・
- 直近の書類(1年6ヶ月以内)・・・

- 定款(現在有効なもの)
- 事業報告書
- 有価証券報告書

②管理責任者(もしくは代表者)の確認書類(①)及び(2)の両方が必要です。  
 (1)在籍確認書類:登記簿に代表権を有する役員として管理責任者様の記載があること、記載がない場合は、お電話で在籍確認をすることがあります。  
 (2)本人確認書類:「お名前」「生年月日」「自宅住所」が記載されているページをA4用紙に原寸大でコピーのうえ同封してください。

いずれか1点  
 現在有効  
 または  
 発行日から6ヶ月以内の  
**原本**もしくは**コピー**

- 運転免許証/運転経歴証明書
  - パスポート
  - 各種健康保険証
  - 在留カード
  - 特別永住者証明書
  - マイナンバー(個人番号)カード
  - 住民票の写し
- 住所変更された方は両面とも  
 写真及び現住所のページ  
 ご本人様のお名前・生年月日・現住所記載面(カードタイプは両面とも)  
 住所変更された方は両面とも  
 住所変更された方は両面とも  
 表面のみ(マイナンバーの記載がある裏面は不要)  
 ※通知カード(写真なし)は利用不可  
 ご本人様のお名前・生年月日・現住所記載面

なお、**管理責任者を精算委託会社の方が担い出す**については、上記②(1)の在籍確認書類は不要です(②(2)本人確認書類は必要です。)

※特定取引の任に当たっていることの確認は「精算委託業務の委託に関する特約」に基づき行います。  
 ※管理責任者が導入法人の方である場合は、上記②(1)(2)両方の確認書類が必要となります。

### <補完書類>

上記①と②の「確認書類の住所」と入会申込書にご記入いただいた**現住所(法人本社住所、法人所在地住所、管理責任者の自宅住所)**が異なる場合は、現住所の記載されている下記書類のコピーを合わせて同封してください。  
 ● 国税または地方税の徴収書または納税証明書  
 ● 社会保険料の徴収書  
 ● 公共料金の徴収書(電話会社(固定電話のみ)、電力会社、水道局、ガス会社、NHK発行のもの)  
 ※いずれも発行日から6ヶ月以内のもの。  
 ※法人住所の情報は、申込書にご記入の法人名と同一名義に限ります。  
 ※管理責任者(もしくは代表者)自宅住所の確認書類はご本人様名義に限ります。

## ★「実質的支配者の申告」欄の記入にあたって

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき確認します。  
 下のケース1～3のうち、該当するケースに沿ってご記入ください。

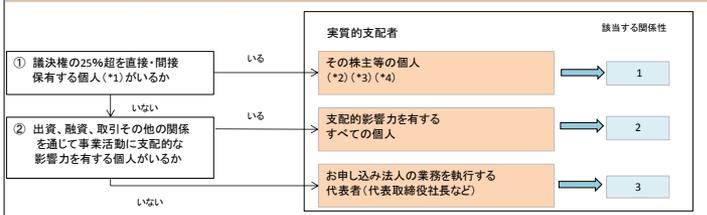
ケース	お申し込み法人	「お申し込み法人の種類」欄	「実質的支配者の申告」欄
1	<個人事業主、国、地方公共団体、人格のない社団または財団、独立行政法人>に該当する場合	「1」をチェック	記入不要
2	<株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社等(資本多数決を採用する法人)>に該当する場合	「2」をチェック	記入要→下【図1】へ
3	ケース1・2に該当しない場合<社団・財団法人、学校法人、医療法人、合名会社、合資会社、合同会社等>	「3」をチェック	記入要→下【図2】へ

原則として実質的支配者は「個人」が該当します。ただし、実質的支配者が以下に該当する場合は、「団体」が該当します。  
 「人格」欄の「3. 国等・上場」にチェックのうえ、「名称」「関係性」「本店所在地」をご記入ください。

- ・上場企業、外国市場の上場企業
- ・国、地方公共団体
- ・人格のない社団または財団
- ・独立行政法人
- ・国または地方公共団体が1/2以上出資している法人
- ・外国政府、外国の地方公共団体
- ・上記記載の子会社

※実質的支配者に該当する方が3名を超える場合は、実質的支配者 追加申告書もあわせてご提出ください。

### 【図1】上の「ケース2」における実質的支配者の該当者



### 【図2】上の「ケース3」における実質的支配者の該当者



(\*)1 個人が保有する議決権(a)と、その個人が支配(直接または間接に50%超の議決権を保有)している法人が保有する議決権(b)を合計(a+b)した割合が25%超となる場合、その個人が実質的支配者に該当します。

(\*)2 その個人が事業経営を支配する意思・能力がないことを明らかに除きます。  
 (\*3) 次の個人が(\*)2に該当する場合、①に該当する方がいないため、②をご確認ください。  
 ア) 議決権の50%超を保有する個人、イ) 議決権の25%超を保有するすべての個人  
 (\*4) 50%超の場合は該当者1名のみ、50%超の方がいない場合は25%超の該当者をすべてご記入ください。  
 (\*5) ②に該当する方がいる場合は①②に該当する方をすべてご記入ください。

記入方法について、詳しくはCBホームページをご覧ください。  
<http://www.jcb.co.jp/ordercard/pop/hansyu.html>

## ★ご契約内容の確認書類の送達について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ジェーシービーより、入会申込書にご記入いただいた法人および管理責任者様の住所あてにご契約確認書類を簡易書留にて送付いたします。  
 ※法人および管理責任者の本人確認書類提出が不要であった場合は、ご契約確認書類は送付されません。ただし、写真なし本人確認書類で確認した場合を除く。  
 ※契約確認書類の到着確認後、カードをお預けいたします。  
 ※契約確認書類を受領いただけない場合は、発行までお時間がかかりますのであらかじめご了承ください。